

産学連携による実践型人材育成事業
-専門人材の基盤的教育推進プログラム-
(第二次募集)

公募要領

平成22年6月

文部科学省

目 次

1	事業の背景・目的	1
2	事業の概要	
	(1) 第二次募集において対象とするプロジェクト	1
	(2) 申請要件	1
	(3) 申請者・申請件数等	2
	(4) 実施期間	2
	(5) プロジェクトの実施状況調査・最終評価	2
	(6) 事業規模及び選定予定件数	2
3	選定方法等	3
4	申請手続等	
	(1) 申請書	3
	(2) 申請手続	3
	(3) 選定結果の通知	4
	(4) 補助金の交付手続等	4
5	その他留意事項	4
6	問い合わせ先・スケジュール	4

1 事業の背景・目的

深刻な不況、経済のグローバル化、企業活動の複雑化、少子高齢化など、経済社会構造の変化等が急速に進む中において、我が国経済の先導役となる成長産業分野、経済社会構造の変化を受け人材需要の高まりが予想される分野の専門人材を、重点的に養成することが急務となっています。

「産学連携による実践型人材育成事業－専門人材の基盤的教育推進プログラム－」は、これらの課題に応えるため、専門学校・大学（大学院含む）・短期大学・高等専門学校（以下「専門学校等」という。）が、産業界との連携により、成長分野等の中堅技術者等として求められる知識・技能の育成を図るとともに、高度専門人材としての専門性の基礎を培う基盤的教育を進める取組を、文部科学省が支援・推進するものです。

2 事業の概要

（１）第二次募集において対象とするプロジェクト

専門学校等が、産学間・学校間の連携組織を形成し、成長分野等で求められる中堅技術者等の専門人材の養成等を目的として実施する取組のうち、特に以下の取組を推進するプロジェクトを対象に、第二次募集を行います。

なお、第二次募集に当たっては、大学等によるさらなる取組の推進についても考慮することとします。

【推進する取組】

職業分野ごとに求められる能力・スキル等のレベル・内容を明確化し、それに対応した教育プログラムを整備するとともに、その型を保証するシステム（いわゆる「資格・職業教育枠組み」など）の構築に向けた取組

（２）申請要件

- ① 実施プロジェクトの達成目標や、その成果の測定方法が明確なものとなっていること。
- ② 専門学校等、業界団体・民間企業、その他関係機関等による連携組織が構成されていること。連携組織は、原則として複数都道府県にまたがるなど、広域的な組織とすること。
- ③ 産業・社会の人材ニーズなど、外部からのインプットが十分に分析され、それらニーズを踏まえたプロジェクトの具体的な取組や、実施のための体制・役割分担等が具体的な計画として盛り込まれていること。
- ④ 事業期間終了後における、成果（開発された教育プログラムや研修・評価等の枠組み等）の活用方法が明確であり、自立的かつ発展的な運営を行うための計画が明確であること。

- ⑤ プロジェクトを通じて得られた成果について、報告書の作成や、専門学校等の Web サイト等を活用し、積極的に社会へ情報発信・普及するための方策が明確であること。

(3) 申請者・申請件数等

- ① 本事業の申請に当たり、プロジェクトごとに実施委員会を組織してください。実施委員会の中で、専門学校等の中から、公募申請等の手続を行なう「代表校」を決定してください。
- ② 申請は、代表校を設置する法人の長が文部科学大臣あてに行うものとします。
- ③ 各専門学校等が代表校として申請できるプロジェクトは1件までとします。(二つのプロジェクトの代表校を1校が兼ねることはできません。)
- ④ 申請内容の詳細については、「産学連携による実践型人材育成事業－専門人材の基盤的教育推進プログラム－申請書作成・記入要領」を参照してください。

(4) 実施期間

プロジェクトの実施期間は、交付決定日（8月上旬を予定）から23年3月までです。

(5) プロジェクトの実施状況調査・最終評価

- ① プロジェクトの実施状況調査
採択されたプロジェクトについては、その効果的・効率的な推進に資するため、必要に応じて実施状況調査を予定しています。
- ② 最終評価
事業終了後、「専門人材の基盤的教育推進プログラム審査・評価委員会」等において、事業評価が行われます（平成23年度に実施予定。）採択されたプロジェクトについては、補助事業終了後も事業評価への対応が必要となります。

(6) 事業規模及び選定予定件数

プロジェクトの経費の上限額は概ね1千8百万円とし、予算の範囲内で採択可能なプロジェクトを選定（数件程度）します。

3 選定方法等

プロジェクトの選定は、「専門人材の基盤的教育推進プログラム審査・評価委員会」において行います。

選定方法等については、「産学連携による実践型人材育成事業－専門人材の基盤的教育推進プログラム－審査要項」を参照してください。

経費の配分については、中堅技術者の養成を目的とした本事業の趣旨を踏まえつつ、取組の種類（多様な取組の展開）や実施機関の種別等（※）に配慮して行うものとします。

※ 特に、第二次募集に当たっては、大学等によるさらなる取組の推進についても考慮することとします。

4 申請手続等

（1）申請書

- ① 「産学連携による実践型人材育成事業－専門人材の基盤的教育推進プログラム－申請書作成・記入要領」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、文部科学大臣あてに申請してください。
- ② 申請書は、提出後の差し替えや訂正は認めません。また、提出された申請書について、不備がある場合、選定の対象とされないことがあります。
- ③ 提出された申請書は、返還いたしませんので、各学校において控えを保管するようにしてください。

（2）申請手続

申請書類は平成22年6月28日（月）必着とします。なお、郵送（配達証明ができる方法を利用すること）にて提出してください。

※期間を過ぎた場合は、事故等を除き受けられません。

【提出部数】

- ・「産学連携による実践型人材育成事業－専門人材の基盤的教育推進プログラム－申請書」 (両面印刷・左2箇所留め) 15部
- ・申請書のデータをCD-R(W)にWordファイルとして保存したもの 1枚

【郵送先】

- 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
- 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
- 専修学校教育振興室専修学校第二係

(3) 選定結果の通知

申請されたプロジェクトについては、当該プロジェクトの代表校の学校長あてに選定結果を通知します（7月下旬頃予定）。

(4) 補助金の交付手続等

- ① 選定されたプロジェクトについては、事業の実施に際し、文部科学省より補助金が交付されます。
- ② 補助金の交付に当っては、交付申請書の作成等の手続が必要となります。また、補助金の申請から、執行、経費配分、精算等の諸手続については、すべて代表校が行うこととなります。
- ③ 交付申請書の提出の際、平成22年度における事業計画の所要経費の積算を提出していただくこととなりますが、交付決定額として措置する事業経費は、事業計画の内容等を総合的に勘案し、予算の範囲内で決定します。
- ④ 本事業に申請しようとするプロジェクトが、他の事業の委託金あるいは補助金等により経費措置を受けている場合は、本事業に申請することはできません。申請の際には、他の経費措置を受けて実施する事業と十分整理した上で申請してください。
- ⑤ 採択されたプロジェクトについては、今後、文部科学省より、プロジェクトの成果を活用した各種調査研究やフォーラム等の開催への協力を依頼する場合があります。これら将来的なフォローアップについても代表校を通じて対応いただくこととなりますのであらかじめ御了承ください。

5 その他留意事項

本事業により開発された教育プログラム等のコンテンツやそれに係る知的財産権については、国に帰属することとなります。

6 問い合わせ先・スケジュール

《問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第二係

電話：03-5253-4111（代表）内線 2938 F A X：03-6734-3715

メールアドレス：syosensy@mext.go.jp

ホームページ：http://www.mext.go.jp

《スケジュール》

- 申請書の提出期限：平成22年6月28日（月）（必着）
- 選定結果の通知（予定）：平成22年7月下旬頃
- 交付決定日（予定）：平成22年8月上旬頃